

転入、転出の手続きは

春の異動の時期は窓口が混雑します
主な手続きに必要な事項をお知らせします



■ 転出される方

【市外】 転出の届け出をします。

転出証明書を発行しますので、14日以内に転入先で転入の届け出をしてください。

転出証明書がなければ転入ができません。

【市内】 引越してから14日以内に転居の届け出をします。

■ 転入された方

引越してから14日以内に転入の手続きをしてください。転出証明書が必要です。

転入、転出の届出には印鑑と本人確認のできる写真付きの身分証明書が必要です。写真付きの身分証明書がない場合は2種類の身分証明書が必要です。

- ・ 健康保険証
- ・ 公的年金手帳
- ・ 公的年金証書など

■ 印鑑登録をされる方

前住所地での印鑑登録は、転出の届け出により廃止されています。

印鑑証明書が必要な場合は新たに登録をしてください。



● 本人が窓口に来られる場合

登録印鑑と本人確認のできる写真付きの身分証明書が必要です。

写真付きの身分証明書がない場合は窓口で仮受付します。後日、本人確認のための照会書が郵送されるので、必要事項を記入し、2種類の身分証明証を持参してください。

- ・ 健康保険証
- ・ 公的年金手帳
- ・ 公的年金証書など

● 本人が窓口に来られない場合

代理人による登録申請ができます。代理人選任届書などの書類が必要になります。この場合、証明書の即日交付はできません。

詳しくは左記までお問い合わせください。

☎ 市・市民課 ☎ 42・1805

■ 引越しごみ

引越しに伴い、大量のごみが出る場合は次のように処理してください。

● 自分で直接搬入するとき

搬入の際には、必ず分別し透明な袋に入れるなど中がわかるようにしてください。

指定のごみ袋には入れないでください。

- 搬入先 藤山町 美サイクル館
- 曜 日 月曜日から金曜日
- 時 間 9時～17時

10キログラムごとの料金

生ごみ	200円
もやせるごみ	330円
もやせないごみ	330円
粗大ごみ	470円

● 収集運搬業者に依頼するとき

■ 収集運搬許可業者

- (有)コバヤシ ☎ 43・1259
- (有)北清留明 ☎ 43・7700
- (有)留明塵芥処理公社 ☎ 42・0173

※引越しごみを大量にクリンステーションに出したり放置したりすると、カラス、犬、猫による散乱など環境悪化の原因となりますので、正しく処理しましょう。

☎ 市・美サイクル館 ☎ 46・1600